

平成31年 第9回
教育委員臨時会議録

平成31年3月26日（火）

港区教育委員会

日 時 平成31年3月26日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 2 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 3 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 4 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について
- 5 学校職員服務取扱規程の一部改正について
- 6 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
- 7 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について
- 8 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

9 港区教育委員会事務局幹部職員の人事異動について

日程第2 教育長報告事項

- 1 寄付の受領について
- 2 平成31年度予算特別委員会の総括質問について
- 3 平成31年度新入学予定児童・生徒数について
- 4 港区立学校部活動ガイドラインについて
- 5 港区学校情報安全対策基準の改定について
- 6 港区道徳副読本について
- 7 後援名義等の2月使用承認について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 9 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 10 4月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから平成31年第9回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いいたします。

まず本日の運営についてお諮りします。審議事項第5「学校職員服務取扱規程の一部改正について」、審議事項第6「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、この2件につきましては、関連する内容となりますので、一括して説明を受け、採決はそれぞれの案件ごとに行いたいと思います。また、審議事項第9「港区教育委員会事務局幹部職員の人事異動（内示）について」は、人事に関する案件のため、非公開での会議とし、日程を変更して一番初めに審議を行い、その後日程を戻して審議事項第1から順に行いたいと思います。

以上のことについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第5と第6については一括して説明を行い、採決は案件ごとに行うこととし、審議事項第9については審議順を変更して初めに審議し、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

(非公開審議)

日程第1 審議事項

1 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第25号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは議案第25号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。

資料は、本日付議案資料ナンバー1の規則の案文と1-2の新旧対照表、それから1-3の概要となっております。1-3の概要を用いてご説明をさせていただきます。まず組織の規則ですけれども、港区教育委員会の権限に属する事務を処理するため、港区教育委員会事務局の組織を定めてございまして、課や室とともに部長、課長、室長、担当課長、また課レベルの分掌事務を規定してございます。平成31年度につきましては、業務の移行による組織改正に伴い港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものでございます。

まず1番目の改正の理由でございしますが、これまで教育指導課に位置づけておりました教育史編さん担当を教育長室に移行いたしまして、また、教育指導課においてはみなと科学館関連業務及び学校教育の企画及び調整業務を担うことといたします。

2番目の改正内容でございます。まず学校教育部の分掌事務「教育史編さんに関すること」を教育推進部の分掌事務に移し、教育指導課の分掌事務「教育史編さんに関すること」を教育長室の分掌事務に移します。そして教育指導課の分掌事務に「みなと科学館に関すること」及び「学校教育の計画及び調整に関すること」を新たに加えるものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

○小島委員 改正内容の(3)の教育指導課の分掌事務にこれを加えますということなのですが、「学校教育の計画及び調整に関すること」というのは、今まで分掌事務として挙げられてはいなかったのですか。

○教育長室長 そうですね。これまでは、教育行政に関することという形で教育企画の方で行っておりましたけれども、改めて、この学校教育推進計画を指してございますが、こちらは学校教育に関するものでございますので、教育指導課の方の分掌事務として計画の立案そして調整という形で加えさせていただいたものでございます。

○小島委員 そうすると、教育企画担当とのバッティングとかそういうことはないのですか。

○教育長室長 教育長室は教育企画担当の方、大きく教育委員会全体の行政に関する計画等を行っておりまして、その中でこの学校教育の一部を抜き出して指導課の方に移行するものでございますので、特に教育政策の方に関してはこれまでと同様、全般的なところの所管をさせていただきます。

○小島委員 分かりました。

○山内委員 確認というか、質問が2点あります。一つは、教育史の編さんに関する事項というのは、今、編さん業務が進んでいるとか、その間だけついているものなのでしょうか。それとも、それが終わっても、この編さんというのは常に次の編さんをめぐって、その資料の収集とか整理とか継続して必要なものなので、一時的なものではなく置き続けようというものなのかをまず1点教えてください。

○教育長室長 今でもこの教育史編さん担当は35年3月までの編さん期間を設けておりますけれども、まずこの期間としては1年単位で編さん担当というものがついてございます。ですので、31年4月1日から32年3月31日までの編さん担当としてございまして、担当という職務上、一定期限の中で目的を達成すると終了ということがございますので、この32年度以降についてはまた改めて検討させていただきます。

○山内委員 それからもう一つは、今、郷土歴史館はどちらにぶらさがるのでしたでしょうか。

○教育長室長 郷土歴史館につきましては、教育推進部図書文化財課の方にございます。

○山内委員 それが今度は、部としては。

○教育長室長 教育史編さん担当の位置づけでございますよね。教育史編さん担当については、学校教育部の教育指導課の方に位置づけてございました。教育推進部の方の教育長室では、一緒に全体総括という形で両輪でやってきたところがございますが、これを今回、一元化することによって

効果的・効率的に業務を執行するというところで、今回、教育推進部教育長室の方に編さん担当を置きます。

○山内委員 何でそれを質問したかというのと、こういう教育史の編さんというようにときに、郷土歴史館の学芸員の人たちというのがそれなりに機能してくれないとうまくいかないのだろうと思っています。そこで、うまく連携がとりやすい位置づけというのはどこなのだろうということを考えて質問した次第ですので、同じ部に今度はなるというのは、そういう意味でもきっと悪くないのではないかと思いつながり聞きました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第25号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第25号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

2 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○教育長 次に議案第26号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、議案第26号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」ご説明させていただきます。

議案資料ナンバー2の規則の案文とそれから2-2の新旧対照表、2-3の概要となっております。2-3をご覧くださいまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

まず組織規程では課を構成する係や係単位の分掌事務を定めております。ご審議いただく内容は先程の規則と同様でございます。教育委員会事務局の組織改正に伴います教育委員会事務局組織規程の一部改正でございます。

まず改正の理由でございますけれども、教育指導課の教育史編さん担当を教育長室に移すためでございます。また、給食調理の全校委託や新教育センター関連業務の移行など、教育長室、学務課、教育指導課において課及び係の業務分担や業務内容の変更を行います。

2の改正の内容でございますけれども、教育指導課の「教育史編さん担当」及び分掌事務「教育史の編さんに関すること。」を教育長室に移す。そして、給食調理に係る労働安全衛生に関する事項を教育長室の教職員支援係及び学務課保健給食係で分掌しておりましたけれども、こちらの分掌事務から削除いたします。そして教育指導課の分掌事務に新たに設置をいたします新教育センター関連の業務及び学校教育の計画・調整業務を追加させていただくものでございます。

施行の期日は平成31年4月1日からでございます。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

○小島委員 2-3の改正内容の(2)の給食調理に係る労働安全衛生に関する事項というので、教育長室教職員支援係について、分掌事務から削除しますというのですが、削除した後の労働安全衛生に関する事項というのはどちらに入るのですか。

○教育長室長 平成31年、この4月から、青南とお台場の方で給食が直営で残っていましたが、こちらが業務委託という形で、小中学校の給食は全て委託という形になりますので、その労働安全衛生という部分が。

○小島委員 必要なくなったという。

○教育長室長 はい。なくなったというものでございます。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第26号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第26号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第27号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

今回は扶養手当の認定要件に関する改正となっております。配布資料は改正の条例の改め文と、それから新旧対照表、そして3-3で概要となっております。

それでは資料ナンバー3-3の改正概要を用いて、ご説明させていただきます。

今回、扶養手当の趣旨を踏まえまして、国や東京都を初めとしまして他団体との制度的均衡を図る観点から扶養手当における扶養親族の認定に係る収入限度額を改正いたします。現行140万円未満が130万円未満に改正となります。ただし、経過措置といたしまして、平成31年度に限りでございますが、本年3月31日において扶養親族である60歳以上の父母及び祖父母につきましては、年間収入額が140万円未満と見込まれる場合は引き続き扶養親族として認定いたします。

この規則の施行期日につきましては、平成31年4月1日となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○小島委員 この概要のところの「国・東京都を始めとする他団体との制度的均衡」というのですが、この「他団体」というのはどんなところを想定しているのですか。

○教育長室長 他団体については、申し訳ありません、確認をしてお答えをさせていただきたいと

思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

人事委員会勧告があったということをどこかに入れておけばいいのではないですか。

○小島委員 所得税とか何かで全体的にこういうふうになったのではないかなという気がするのですが。

○教育長 勧告があつて、そのとおり実施するのですよね。

○教育長室長 はい。

○教育長 他団体については後程説明ということでいいですか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第27号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第27号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について

○教育長 次に議案第28号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」ご説明をさせていただきます。

資料でございますが、1枚おめくりいただきまして、審議内容といたしましては、債権管理条例第13条に基づきまして、奨学資金貸付金返還金において回収困難な債権を放棄するものでございます。先般、当委員会において協議をさせていただきますと、その後、債権管理委員会に付議をいたしまして承認を得ましたので、本日、当委員会でご審議をいただきまして、ご決定をいただきたいと思っております。

債権に関しまして、貸付期間が1983年4月から1984年7月まででございます。貸付総額55万8,000円のうち未返還金が13万9,500円となっております。

放棄の事由でございますけれども、時効となっております。時効満了が2012年5月14日でございます。

なお、連帯保証人につきましては所在が不明となっていることを併記させていただいております。

今後ですけれども、放棄が了承された債権について適切に平成30年度中の欠損処理を行います。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見を願います。

○小島委員 前回、委員会で審議しましたので、このままでよろしいのじゃないですか。

○教育長 よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第28号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第28号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 学校職員服務取扱規程の一部改正について

6 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

○教育長 次に議案第29号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」、議案第30号「学校職員出勤簿整理規程の一部改正について」、以上2件の説明をお願いいたします。

○教育指導課長 今、ございました議案29号及び30号につきましては、教職員の働き方改革実施計画の中にあります「在校時間の適切な把握」ということで、このたび、平成31年4月より学校教職員出退勤庶務事務システムを導入することになっております。それに伴う規程整備を行うものです。二つの規程ともに、幼稚園教育職員、それから東京都の県費負担職員、小中学校の正規職員です。さらに都の一般非常勤職員、いわゆる講師と特別支援教室専門員、この3種類の職の方が学校におりますので、これらの三つの職の方に関しての規程となります。今回、出退勤システムにより、これまで区のものを使っていた幼稚園教諭と都の教員、県費負担職員につきましてはシステムを使用することになります。また、非常勤職員につきましては、これまでどおり出勤簿による出退勤管理を行うこととなります。これにつきまして、先程の資料の5-3及び6-3をご覧くださいと、これに伴ってどこを変えなくてはいけないかということが規定されておまして、5-3につきましては、今まで県費負担職員が出勤したときに出勤簿に押印するとなっておりますが、これからは県費負担職員が出勤及び退勤するときにはICカードによりシステムへ記録するということが規程が変わります。また6-3にございますように、今までは、規程そのものが「学校職員出勤簿整理規程」という名称でしたが、これからは「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程」と変更させていただきます。また、県費負担職員の出勤状況管理を出勤簿で行うとなっていたのですけれども、これを県費負担教職員の出勤状況の管理をシステムで行うというようなこととなります。加えて、いくつか条文の中で「港区」という言葉が抜けてしまっていたりということで、5-2及び6-2の新旧対照表をご覧くださいと文言の整理をしたことが示してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見をお願いいたします。

○小島委員 同じ学校の中で色々な、県費負担職員とか区の職員とかいる訳なのですが、そうすると県費負担職員に準じるというか、その人たちは今回のICカードによるシステムになるのですが、そのほかの人たちは従前と同じように出勤簿に押印するということが行われるのですか。

○教育指導課長 日ごとに来る日が違う都の講師及び区費講師につきましては、ICカードでなく、これまでどおり出勤簿ということになります。時間で授業をしたら、その勤務は終わりですので、

そこから先は退勤されますので、打刻ということにすると、いつが勤務時間であるということを全部システムに入力しなければいけなくなってしまうのですね。そうするとシステムがパンクしてしまいますので、それにはできないということになります。

○小島委員 同じ学校の中でこのＩＣシステムでやる人と判を押す人がいて何か不統一だなと思いますが、実際は大変なのですか、統一することは。

○教育指導課長 統一しようと思えますと、相当細かいその方の勤務の時間の規定とかそういうものをコンピューターに入力することになりますから、かえってその入力整理のために副校長の業務がまた莫大になってしまいますから、そういった方については出勤簿で普通に押しいただき、都の職員の方につきましては、勤務時間が決まっておりますから、一回一括して入力すればそのままいきますので、システム的にはだいぶ楽になりますし、出勤簿の整理そのものがなくなりますので、出張ですとか途中の年休ですとか、全部システム上で本人が入れて決裁することになりますから、何時間学校にいたのかというのが簡易的に正確にシステム上、エクセルのファイルに出すことができるということで、副校長の相当の軽減になると考えております。

○小島委員 分かりました。

○教育長 いかがでしょうか。

説明の中で、「港区」が抜けていたという話がありましたが、それはどの議案ですか。

○教育指導課長 5-2の方を見ていただくと分かるおおり、抜けております。学校職員服務取扱規程の中で、第2条で新旧の新の方には「港区幼稚園教育職員」と入っていますが、旧の方には「港区」が抜けていたのですね。

○教育長 議案第31号は、そのために審議事項になっているのにもかかわらず、どうして資料5-3にはその記載がないのですか。

○教育指導課長 はい、済みませんでした。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

議案資料5-2、「新旧対照表」の2ページ目の第4条第2項で「国籍」を削除していますが、その理由を教えてください。

○教育指導課長 区の職員については国籍がもともと特定されておりましたので、上の都の職員についても、履歴に関しては必要がないということで今回外させていただいています。

○教育長 区職員と教育職員は、一緒にいいのですか。

○教育指導課長 氏名、住所、資格、免許についてはそのまま共通事項で載せていて、国籍についてはその他の履歴事項に異動が生じたとき、その他ということで扱わせていただくこととなります。

○教育長 そうすると、今まではなぜ「その他」にしてなかったのですか。これまでは、国籍として明確にしていたわけですよね。きちんと説明しないとまずいですよ。

○教育指導課長 これにつきましては、改めて確認をさせていただきます。

○教育長 同じく4ページの第12条第3項の「原則として出張復命書により」報告しなければならなかったのが「直ちに口頭又は文書により」としたのは、なぜでしょうか。

○教育指導課長 地外旅費等で遠くに行った場合には原則として復命書をこれまでは書いていたのですが、例えば区で命じられている研修等に行っても出張になりますので、それらについては、一つ一つ出張復命書に記載するというのもう実質的には行われていなかったということも含めて、校務の負担も考え、現実に合わせて「口頭又は文書」という形に変えさせていただいて、軽微なものについては口頭で「戻りました」ということの確認、そして遠くへ行った場合については文書で提出するような形になるということで整理をさせていただきました。

○教育長 第7号様式という様式を決めているのに、それまで削除してしまっているのですか。

○教育指導課長 特に復命の第7号様式を使わなくてもいいということで確認しております。

○教育長 その理由を聞いているのです。

○教育指導課長 区の職員については、その文書の規定、何号様式を使うというのがなかったのに、それに合わせた形にさせていただいたということです。

○教育長 教育職員と区職員は同じ扱いでいいのですか。今までは違っていたのだけれども、こういう理由で区職員と同様にしたという説明をしてほしいのです。

○教育指導課長 今、7号様式が手元にございませんで、これも確認をさせていただきます。

○教育長 今回の改正の中心は、システム化に伴うところでもありますが、それ以外に規定の整備をするとしている訳だから、その部分もキチンと説明できるようにしておかないといけないと思います。

後程説明するということがいいですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 システムをICカードで記録ということなのですが、ICカードというのは具体的には、例えばSuicaとか色々あるのですけども、専用のものということですか。

○教育指導課長 港区の職員証と同じタイプのもので、顔写真は教職員のものは入っておりません。これで、ICカードで全部。

○薩田委員 自分の専用カードで。分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

議案資料6-2の別表(第5条関係)の別紙改正案で1ページ目の「6、週休日の変更」の後に「県費負担教職員(非常勤職員を含む)」と書いてありますよね。そこに「以下同じ」とあるのは、例えば「8「超勤代休時間」の(県費負担教職員のみ)」についても「非常勤職員を含む」という意味なのですか。

○教育指導課長 そのとおりでございます。

○教育長 そういうことでもいいのですね。

それで、今回は非常勤職員のみ出勤簿を使うことになる訳ですが、その関係で、この別表について齟齬がないという理解でいいですか。

○教育指導課長 想定としては低いのですけれども、常勤職員でも出勤簿を使わざるを得ない職員が出た場合のために、非常勤職員じゃないだけのものの規程も残しているということです。

○教育長 それはどこですか。

○教育指導課長 条文でいいますと、第2条の2ところに書いてあるのですけれども、「職員(学校職員服務取扱規程第7条第1項に規定する出勤簿適用職員を除く)」ということで、出勤簿を適用する職員を教育長が定めた場合、使うということで残してあります。

○教育長 第7条はどのような規程なのですか。

○教育指導課長 服務規程の第7条です。「出勤等の記録」というところです。そこに書いてあります「職員(教育長が出勤簿により出勤等の記録の整理を行う必要があると認める職員及び非常勤職員)」ということです。

○教育長 具体的にはどんな職員ですか。

○教育指導課長 具体的な事例として、港区の教員で、前に服務事故を起こして研修センターに職務を命じた者がおりましたが、そうすると打刻するシステムがありませんので、そこで出勤簿を使ってやることになったという事例がございます。

○教育長 そうすると、その職員は学校には行かないのでしょうか。

○教育指導課長 なので、学校の職員であるのですけれども、勤務地が研修センターになった場合にはそのシステムを使えませんので、出勤簿で記録をとると。

○教育長 出勤簿を持っていく訳ですか。

○教育指導課長 出勤簿をそこで新たにつくるということになります。

○教育長 身分上は、あくまで区で勤務する県費負担職員をそこに配置するということなのですか。

○教育指導課長 そうなります。

○教育長 いいのですか？

○教育指導課長 去年ございました、高陵中の職員が実際、「乃木坂」ですね、覚えてらっしゃると思うのですけれども、彼が本来ならば高陵中に勤務しなければならないのですけれども、そこに勤務させずに教育センターの方に勤務させて、それで代理の講師をとったという事例がございます。そういった場合には打刻システムが使えなくなりますので、出勤簿で管理せざるを得ないということになります。

○教育長 分かりました。

○小島委員 その場合の出勤簿は、先程どこにあると言いましたっけ。

○教育指導課長 その場合は、勤務地であるセンターに置きます。

○小島委員 勤務地のセンターというのは、具体的にどこですか。

○教育指導課長 港区の教育センターです。もちろんそういった職員が教育指導課で研修扱いで出勤する場合もそちらに、勤務地に出勤簿を置いて、打刻のシステムは使わないことになりますので。

○教育長 よろしいですか。

○山内委員 話を伺っていてこんがらがってきたので、もう一度教えていただきたいのです。まず

資料ナンバー5-2、新旧対照表の中でいうと、ICカードによりシステムに記録するということに関してはどこの部分に書かれているのでしょうか。

○教育指導課長 資料5-2の7条のところですね。

○山内委員 どこになりますか。

○教育指導課長 第7条、「職員は、出勤したとき及び退勤しようとするときは、自ら出勤記録等の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。」この「所定の操作」というのがICカードでピッとやるということになります。

○山内委員 それで、その「職員」のところが出勤簿適用職員を除いてという意味ですね。

○教育指導課長 はい。

○山内委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 あと1点。今のICシステムによるところは理解しましたが、続いて修正が行われている国籍の部分ですけれども、いわゆる履歴事項に異動が生じたときに申し出なければいけない事項として国籍というのが外れたことによる何かデメリットとか課題というのはあるのでしょうか。先程の話だと、その他の履歴事項というところに含まれるという話でしたけれど、そうなるという意味で自己判断に近くなってきてしまうのですが、国籍の変更というのが把握し損ねることによる問題というのがあるのかないのがちょっと分からないので、教えていただきたいと思うのです。

○教育指導課長 港区の幼稚園教諭、それから都の県費負担職員、そして非常勤の教員、この3種類の中の履歴事項の届け出については、詳細のものがそれぞれの規程の中に、履歴事項の何が変更になったら履歴を届けなさいというものがあまして、その中で共通しているのが、氏名、現住所、資格、免許、その他の履歴ということで、ここで国籍は外させていただいているのは、全員に国籍が異動したら届けなさいという規程がないので、その他の中に国籍を含めることによって、その他に当てはまる、国籍が変わって届けなければならない人はそこで届けることになるということです。

○小島委員 それぞれの規程で国籍が入っているのと入っていないのがあるということですか。

○教育指導課長 そういうことですね。

○小島委員 それで、今の人たちの免許資格要件として国籍は必要ないのでしたっけ。

○教育指導課長 都の方の職員はそうです。国籍の登録はありますけれども。

○小島委員 採用条件としては別に国籍は問わないと。日本国籍は問わないというあれでしたか。

○教育指導課長 ちょっと確認させていただきますが、非常勤はなかったと思います。県費負担職員も確かないと思います。免許を持っていれば。

○事務局 外国人の場合は国籍で、それ以外の場合には本籍の届けのみという形で……。

○小島委員 そうすると国籍は教員資格の要件ではない訳ですね。

○教育指導課長 そうです。日本の教員免許の資格を持っていれば、それは。

○教育長 そうしたら何で入れたのでしょうか。

○小島委員 そういうことになる。

○教育指導課長 そこが変わった場合には、その履歴事項の中で変わりましたよということに記載するということなので。つまり、結婚されて日本籍を持つ外国人の方とかいらっしゃいますね。例えば日本で生まれて育ったのだけれど、アメリカへ行って、また留学して免許取ったりしながら、行ったり来たりしながら、国籍が最終的にアメリカになって行って、日本で働いていたと。日本の大学を出て免許を持っていると。その後、日本人と結婚したら国籍が日本に異動したとなったら、それは履歴事項としては国籍の変更を届けなければいけないということになるということなのです。

○教育長 国籍はもともと求めていないのだから、それは何ででしょうか。

○教育指導課長 国籍は履歴事項には入っているけど、教員になるのに必要要件ではないので、単純にアメリカって書くか、日本の何々県って書くかだけだった。

○教育長 そうではなく、国籍の欄がそもそも何で必要なのかということなのです。

○教育指導課長 それは都の方で規定しているので、我々には。

○教育長 それはだめでしょう。これは港区の規程ですからね。

○小島委員 国籍は資格要件ではないのでここから外しましたと言う訳にはいかないのですか。国籍が要件ではないから、この氏名、何々、何々とは同等に扱う必要がないと考えるので外しましたということですか。

○教育指導課長 この規程は服務取扱規程でして、履歴事項の規程ではないので、服務上、区の学校職員が履歴が変わったときには届け出なければいけないというのがまずあります。ただ、そこは国籍という履歴をちゃんと書かなければいけない職員と、国籍が必要のない職員がいるので。

○小島委員 国籍が必要な職員ってどういう人ですか。

○教育指導課長 非常勤講師がそうです。

○事務局 外国人とかは届け出るようになっていきます。

○教育指導課長 なので、履歴事項の規程は一切変えていないので、履歴に変更があった人は届けなければいけないという条文でいいのですけれども、その例示として、氏名、現住所、資格、免許、その他とうたっているだけなので、つまり国籍が変わって必要のある人は届けなさいという意味は全て変わっていないのです、この規程の変更によっては。

○教育長 国籍欄はもともと必要なのですよね。

○教育指導課長 必要な方がいるということなのです。

○教育長 それであれば、なぜ落としたのですか。

○教育指導課長 国籍の届け出が必要ない人は、国籍が変わって届けに行く必要がないからです。

○教育長 必要な人が1人でもいれば残さなければいけないのではないのですか。

○教育指導課長 逆に届け出をする必要がない人は国籍が変わったから届けるというのは必要ない訳ですよ。

○教育長 制度改正があったからですよ。

○教育指導課長 そうです。制度が変わった訳ではないです。

- 教育長 何で国籍を「その他」に含めてしまったのか、その理由を説明してほしいのです。
- 教育指導課長 外したのは、全ての職員が国籍が変わったら届けなくてはいけないというようなことではないので、国籍だけをここで共通事項として出す必要がなかったということなのです。
- 教育長 今までもそうだったのではないですか。
- 教育指導課長 なので、整理して。
- 教育長 制度改正があり、今回は国籍は外しますというのなら分かりますが、今までも同じような状況だったのでしょう。
- 教育指導課長 今まではこういう条文でしたが、全員が必須のものでない国籍がここにある必要がないので整理して外させていただいたということです。
- 教育長 それはなぜですか。もともとあったのだから、そこに意味がある訳ですよ。全員が対象ではないにもかかわらず国籍という言葉を入れていた訳でしょう。であれば、何で削除したのか。そこにまた理由がある訳でしょう。
- 教育指導課長 もともと必要のない届け出の項目をここに挙げていたこと自体が間違いじゃないかと考えた訳です、我々は。
- 教育長 間違いですか。
- 小島委員 間違いというより、必要がなかったけれども書いてしまってあったから。間違いって言うともたあれだから。必要がなかったということ。
- 教育指導課長 必要がなかった。
- 教育長 そう言い切れるのですか。
- 小島委員 そう言うためには、先程私が言ったように要件ではないから挙げる必要がなかったとか、何かそういう説明をしてくれないとよく理解ができませんね。
- 教育指導課長 要件の人もいるので、説明は難しいのですけれども、なので、その他と。
- 山内委員 今の話を伺うと、要件の人もいるということは、国籍が変わったことで新たにその要件に合致する人も生じるということもある訳ですか。
- 教育指導課長 はい。
- 山内委員 ということであれば、これをその他にしてしまうと、変更したときに、その他だと、新たに要件に合致した人が申告しなければ把握しきれないということになりますよね。
- 小島委員 そういう意味では、そういう人がいるということは、外してはいけないということになるのではないですか。
- 教育指導課長 そうすると、その他という省略している要件が変わった人はそれぞれが分かる訳じゃないですか。その他まで全部規定することになってしまう訳ですよ。
- 小島委員 その他よりも、本文でというか、もともとのところで決めなくてはいけないことで、その他で決める話ではないでしょう、こういうものは。
- 教育指導課長 ですから、これが履歴要件のところの規程であるならば国籍が残っていなければおかしい人がいるのですけれども、ここは服務規程なので必要ないと判断したのですけれども、こ

の場合には。

○教育長 それはこうこうこういう理由で、東京都にならって、港区も削除しましたとか。もともと理由があるから記載していた訳ですよ。

○教育指導課長 第4条の国籍については、もう一度調べて確認をさせていただきます。

○教育長 区職員は外国籍の人はなれない職種もありますよ。だから国籍要件が必要なのです。

○教育指導課長 区の方はないですよ。

○教育長 公務員は日本国籍が必要だったので、もともとなかったと思います。外国人も採用できるようになったから国籍が必要になったのではないですか。

ここは、後程、確認ということでよろしいですか。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、2件について採決に入ります。議案第29号について、一部後程補足説明を受けますが、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第29号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第30号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第30号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について

○教育長 次に議案第31号「学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、議案第31号につきましてご説明させていただきます。

資料ナンバー7-3をご覧くださいでしょうか。先程ご説明させていただきました第29号、30号と同じように庶務事務システム導入にかかわって色々と調べているうちに、現行「幼稚園教育職員の勤務時間」というのと、改正後は「港区幼稚園教育職員」、このように「港区」が抜けているところがございます。下の職員団体も「港区職員団体」ということで、こういったものを発見いたしましたので、またさらに過去の改正に伴い条文がずれていることがございました。それを確認いたしましたので、今回、改正ということでお願いをしたいと思っております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第31号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第31号については原案どおり可決することに決定いたしました。

8 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第32号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、議案第32号について、ご説明をさせていただきます。

本案は3月4日に港区教育委員会で持ち回りご審議いただいた港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてお諮りするものです。働き方改革を推進するための関係法例の整備に伴う法律が平成31年4月1日から施行されることに伴い、民間労働者に対しても時間外労働の上限規制が導入され、合わせて国家公務員においても人事院規則により、超過勤務命令の上限制度が導入されます。このことを踏まえて、区立幼稚園教育職員においても超過勤務命令の上限制度を導入するため勤務時間条例の一部改正を行い、詳細を規則で定めることとなっております。

改正しました内容につきましては、資料ナンバー8-3の2をご覧くださいませでしょうか。超過勤務命令の上限につきましては、原則1カ月45時間ですね。1年で360時間。そして「臨時的な特別な事情の場合」ということで100時間未満、年で720時間。2～6カ月の平均が80時間以内に収まるようにということです。これにつきましては、前の条例のときと同じように、大規模災害への対応等については別途ということ考えられます。

なお、幼稚園教育職員につきましては原則として超過勤務はさせないものとされており、超過勤務の命令につきましては、「次の業務に従事する場合で」ということで、臨時的または緊急にやむを得ない必要があるときに限られている超勤3項目、幼稚園行事に関する業務、職員会議に関する業務、そして非常災害等やむを得ない場合に必要業務ということでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

○小島委員 今おっしゃった超勤3項目は、港区幼稚園云々の規則のどこに書いてあるのですか。

○教育指導課長 特別措置条例の方に超勤3項目が規定されていて、この条例には入っていないのですね。

○小島委員 条例に入っていない。

どこにあるのでしょうか。

○教育指導課長 規則ではなく、前にお諮りしたときにご説明した別の条例の中で。給与等の特別措置です。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

資料8-3の「2改正内容」で、「臨時的な特別事情の場合」の括弧書きで2～6カ月間の平均80時間となっていますが、資料8-2の第7条の2第1項第2号のハは、イ・ロとは独立した規定になっています。規程を資料8-3には適切に表記しておいてください。

○教育指導課長 失礼いたしました。ハとニについても内容のところにきちっと記載すればよかったと思っております。済みません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今のご指摘は非常に重要で、今後、現場の先生方にあるいは管理的な立場にある方に説明するときにも、今のハとニの部分というのもきちんと理解をしてもらわないと、そこが曖昧になってしまうと、100時間という上限を甘く見てしまうということは往々にして起こる訳です。そういう意味では、丁寧にもう1回、きちんと分かりやすく示すということは常に注意していただくようお願いします。

○教育長 よろしいですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第32号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第32号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 寄付の受領について

○教育長 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。「寄付の受領について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは「寄付の受領について」ご報告をさせていただきます。

平成30年度の修了・卒業記念、そして周年記念としての寄付の申し出がございましたので、ご報告いたします。

まず寄付の受領につきましては、取り扱いの内規に基づきまして、寄付の見積もり価格が概ね100万円を超える場合、また卒業記念や周年記念の寄付を受領した場合に教育委員会に報告することとなっております。なお、100万円以下の寄付につきましては随時情報提供をさせていただいてまいりました。本日は30年度現時点での修了及び卒業、周年記念の受領分でございます。

幼稚園の修了記念といたしましては8園、そして小学校は卒業記念として1校でございます。芝浦小学校の1校でございます。裏面でございますけれども、周年記念品といたしまして、幼稚園・小学校・中学校、各1園1校がご覧のとおり寄付がございました。寄付を申し出た方に対しましては、受領書と礼状をお送りさせていただいております。

報告は以上でございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○**小島委員** この裏側の2のところ、六本木中学校に寄付したのが青山中学校と書いてあるのは、六本木中学校の誤りじゃないのかしら。

○**教育長室長** 大変申し訳ありません。こちらは六本木中学校の周年行事でございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成31年度予算特別委員会の総括質問について

○**教育長** 次に、「平成31年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いします。

○**教育長室長** それでは、去る3月8日に行われました「平成31年度予算特別委員会の総括質問について」教育長答弁をご報告させていただきます。

総括質問につきましては、自民党議員団の二島豊司議員ほか3名、計4名の方から10の質問がございました。

まず二島議員からはプログラミング教育について、教育に負担がかからないための配慮とそれから教育委員会の果たすべき役割についてというご質問をいただいております。答弁内容については記載のとおりでございます。

新たなご質問の中では、杉本とよひろ議員でございますけれども、いじめ防止に向けた「人権教室」の活用についてということでご質問がございました。人権教室の活用は、いじめなどについて考える機会をつくることによって、児童・生徒が相手の思いやりの心や命の尊さを学ぶ目的とした人権啓発活動である。児童・生徒一人ひとりの人権意識を高める効果が期待されていると同時に、未然防止にも資することから、いじめ防止に向けた人権教室の活用についてどう取り組んでいくのかということでございましたけれども、来年度、東京都の人権尊重教育推進校に指定された御田小学校で、人権教育をより充実させるために、法務省の人権教室を実施いたします。こういった活動を学校に周知し、子どもがいじめ等の人権問題について考える機会をつくり、相手への思いやりの心や命の尊さを感じる心を育ててまいりますという答弁をさせていただきます。

そのほかの答弁につきましては、これまでいただいております準要保護の新入学用品の生活保護基準への引き上げであるとかの質問がございました。内容については記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 平成31年度新入学予定児童・生徒数について

○教育長 次に「平成31年度新入学予定児童・生徒数について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー3をご覧ください。平成31年3月20日現在の平成31年新入学予定の児童・生徒についてご報告いたします。

まず小学校です。1の表の一番下の計のところをご覧ください。児童数につきましては、平成30年度入学者数と比較いたしまして144名の増、学級数につきましては1学級増の予定です。

増減の大きな学校ですけれども、上から赤羽小学校が26名の増、それから高輪台小学校が37名の増、白金の丘小学校で25名の増、青山小学校で26名の減となっているところが目立つところでございます。

なお、網かけにつきましては抽選実施校で、小学校でいいますと5校ございます。

それから裏面の方をご覧ください。2ページになります。中学校の新入学予定の生徒数・学級数です。表の一番下の計のところをご覧ください。生徒数につきましては、平成30年度入学者数と比較いたしまして81名の増、学級数については1学級数増の予定です。

増減の大きな学校ですけれども、港南中学校で39名の増、白金の丘中学校で19名の増、赤坂中学校で19名の減となっているところが目立ちます。

網かけにつきましては抽選実施校で、高松中学校と三田中学校、それから六本木中学校の3校となっております。なお、3月20日時点の入学予定者数であるため、今後の転出入によりまして実際の新入学者数とは若干前後する可能性もございます。

なお、本日は机上に参考資料として配布させていただいた資料がございます。参考資料の1-1、1-2、2-1、2-2の4点をご用意させていただきました。参考資料の2-1をご覧ください。1枚目、小学校ですけれども、入学予定児童の学区域別の内訳人数です。どこの学区域から来ているかという表になっております。例えば、先程ちょっとご説明させていただきました左の上から3番目、赤羽小学校のところをご覧ください。網かけの部分が赤羽の学区域から平成31年度については78名、平成30年度については55名ですので、23名の増。学区域からの赤羽小学校への入学は23の増という形になってございます。

それから同じ左の一番下のところ、高輪台小学校ですけれども、これも同様に高輪台の同じ学区から入学する児童が115名、昨年度、平成30年度の場合は87名ですので28名の増という形になっております。

それから真ん中のところの上から2番目ですけれども、白金の丘小学校のところも同様に白金の丘の学区でいいますと平成31年度が123名、昨年度でいいますと96名ですので27名の増という形になってございます。

一番右側の上から4番目、青山小学校については、青山学区からですと平成30年度の35名から9名となってございますので、マイナス26の減という形になってございます。

あわせて、1枚飛びますけれども、参考資料2-1の方をご覧ください。これが学区域別の入学予定児童数の就学先の内訳人数ということで、学区の子がどこに行ったかという形で見ただけでございます。一番右側の学区域人口というところをご覧くださいませしょう

か。このうち、例えば上から5番目の御田小学校と、2ページ目になりますけれども、上から2番目の南山小学校、それから下から3番目の青山小学校、その3校の学区域以外は全て学区域人口が増となっております。特に先程ご説明させていただきました、1ページ目の上から3番目ですけれども、赤羽小学校は、学区域の人口が87名から今年度113名に増という形になっております。その左側のその他というところですが、ほとんどが私立の方に行かれる方と見ていただいて結構です。その下の芝浦小学校ですけれども、学区域の人口が286から287と増えてございます。芝浦の学区域の子につきましては、231から217と減っております。その他のところを見ていただきますと43から54ですので、私立に行かれた方が昨年よりもちょっと増えていると見ていただければと思います。

お戻りいただきまして、参考資料1-2ですけれども、今度は中学校の方になるのですが、入学予定生徒の学区域別の内訳人数となります。このうち左側の上から4番目のところですが、港南中学校につきましては、昨年度81名だったのが120名ということで増となっている。ほとんどの方が網かけの部分ですが、港南中の学区域から港南中の方へ進学予定ですということでご覧いただけるかなと思います。

ぱっと見ていただいて、表が長い学校がより多くのところから来られていると見ていただければと思います。その下の白金の丘中学校ですが、白金の丘については入学予定者について増にはいるのですけれども、昨年度、学区域の網かけの部分ですが31名が36名に増えているというところが顕著な例かなと思います。赤坂中学校、左側の上から3番目ですが、赤坂中の学区域から来られているのが29名だったのが13名に減っているというところがこれでご覧いただけるかなと思います。

あわせて、ちょっと飛んでしまいますけれども、参考資料2-2の一番下の紙ですが、ご覧いただければと思います。これが学区域別の生徒の就学先の内訳人数ということで、例えば上から4番目、港南中学校の場合ですと学区域の人口、一番右側ですが、昨年度352名だったのが437名と85名の増となっております。網かけのところをご覧いただきますと学区域の方につきましては80名だったのが119名に増えている。ただし右側の方を見ていただきますと、その他のところも202から240となっておりますので、私立に行かれる方も増えているとご覧いただければと思います。

その下の白金の丘中学校についても同様です。学区域の人口については123から145と増えております。白金の丘についても、学区域の方が増えているのと同じようにその他私立に行かれる方についても72から93に増加している。

それから、下から3番目、赤坂中学校ですが、学区域は102名だったのが112に昨年度と比較しますと増えているのですけれども、赤坂の学区の子については29から13に減っている。逆にその他の方が53から81に増えたをご覧いただければと思います。

この参考資料につきましては公表しておりませんので、教育委員会終了後回収させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

報告は以上になります。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問をお願いいたします。

○小島委員 回収じゃなくて、じっくり見させてください。

○学務課長 分かりました。あくまで公表していないというだけですので、お手元でご覧いただくということについては問題ないかと思えます。取扱いご注意ということで。

○教育長 参考資料はすごくいい資料だと思います。この資料No. 3だけだどこに出ている数字しか読み取れないけれども、参考資料を見ると、その内容がよくわかります。赤坂中は新入学が少ないけれど、その主な理由は、私立に行った子どもが多かったということでしょう。

○小島委員 赤坂中の場合、仮校舎ということだけど、そんなに例年と比べて流れていないですよ。ほとんど変わっていないのじゃないかな。青山に去年が14とか4名増えたけど、あとはほとんど変わってないから、やっぱり私立に流れた部分が多いということでしょうね。

今年の私立へ行った子どもたちの割合はどのくらいでしたか。45から50ぐらいでしたっけ。

○学務課長 詳細な計算はしていませんけれども、私立中学校へ行かれたのは38から40%だと思います。

○薩田委員 小学校はもうちょっと多いのかな。

○学務課長 小学校は私立へ行かれた方は少ないです。

○教育長 よろしいですか。

○山内委員 青山小学校がかなり減っていますよね。この理由を見ると、一つは青山小学校の学区から青南に行っている人たちがいるということと、もう一つは学区域の子どもの人数が減っているということがあると思うのです。今回は、その分、赤坂から来た部分で多少補われている。でも28人という状況で、今後の学区域の人口の動態によってはさらに減る可能性があると思うのですけれども、これから先、数年の学区域の入学年齢の人口というのはどういうふうに捉えていますか。

○学務課長 ご指摘のとおり、資料2-1の2ページ目の下から3行目のところ、青山小学校の区域の人口が昨年75だったのが52名という形になっています。このうち青山学区の方が9名ということで、ちょっと気になって調べたのですけれども、港区北青山1丁目というところの学齢対象の人口が14から2に減っているのと、それから南青山2丁目、昨年15名いたのが4名に減っております。特定の地域での対象児童の減というのが非常に大きかったかなと覚えているところです。将来的に青山小学校の学区域の推計ですけれども、今後、平成36年度には大体61名という形で想定をしておりますので、通増といいますか、少しずつ増えていくという形では想定をしているところでございます。

○山内委員 減ってくると色々なクラブ活動から何から支障を来し出すのが見えるとさらにほかに流れる、加速がついてしまう可能性があるんで、どうこの学校をこれ以上加速して減らないように魅力を見せるか、大事な課題になりそうだなと思って拝見していました。

○小島委員 ここであんまりしゃべってしまうわけにはいきませんが、学務課長として、今後ここはちょっと問題があるから、てこ入れしなくてはいけないとか、そういう心配している小学校、中

学校はあるのですか。

○学務課長 これは教育企画または指導課長とも色々と相談して進めなくてはいけないところなのですけれども、キャパシティといいますか校舎の容量の制限がございますので、今後人口増の著しいところ、なおかつ校舎にそれ程大規模な改修の手が入れられないとか、そういった部分については注意深く見守っていきたいなと思っているところでございます。

○教育長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 港区立学校部活動ガイドラインについて

○教育長 次に「港区立学校部活動ガイドラインについて」説明をお願いします。

○教育指導課長 教育委員会報告資料ナンバー4になります。港区立学校部活動ガイドラインということで報告させていただきますが、もともと国の方で、例えばスポーツ省が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、東京都も同じようにそれぞれ運動部や文化部についての方針等を定めました。

これを受けましてというか、同時並行で港区でもこうしたガイドラインをきちっと決めていこうということで、一番資料の最後にあります参考資料をご覧くださいませでしょうか。検討のメンバーとこのような検討の経過を経ながら、3月14日、最終の検討会まで持ってきて検討を重ねてまいりました。その結果、区としては、特徴的なこととしては、単なる部活動を維持するというだけじゃなくて、部活動がどういう意義があるのか、そういったことを踏まえた上で、また運動過多になってバーンアウトしてしまう子どもたちが出ないようにということも含めて、ガイドラインを策定することとしました。それが趣旨の中に記載されております。

また、実際、運営するに当たっては色々な細かな規定を決めているのですが、あまりにもざっくりし過ぎていると分かりづらいので、例えば、別紙の本体にありますガイドラインの2ページにありますようなところ、「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための」ということで、子どもたちのために心身の健康の面、体罰やハラスメントがないようにですとか、イの方にありますようにスポーツ医学や科学的な見地、そういったことを大事にしてということを含めて、さらに3ページにございますような休養日等、具体的な記述を書かせていただいております。休養日の設定をどういうふうに行えばいいよと。ただ、部活動ってどうしても大会が休日にある関係で振りかえとか色々なことをしなければいけないので、それについても規定をしています。また、部活動の活動時間についても、どういうのが活動時間に含まれるのかということについて改めてこの中で読めば分かるような形にさせていただいております。さらには、朝練習についてはこれまでのほかのガイドラインには載ってないのですが、港区独自にきちっと朝練習についても、やっているところが多いので規定をさせていただいております。

最後に、4ページの最後にありますが、「学校単位で参加する大会等の見直し」ということで、今、さまざまな、例えば新人戦の前に新人戦のための順位決めトーナメントとか色々なものが新たに生

み出されていって、部活動がのべつ幕なしに大会があるような状態が起こってしまったりということがありますので、そういったことを顧問たちだけでなく、校長がきちっと考えて区の中で一緒に、過多にならないようにということ踏まえてやっていくようなシステムに変えてございます。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対しましてご質問をお願いします。

ガイドラインに沿って各学校で実際に運用していくわけですが、各校単位でのガイドライン的なものはつくるのですか。

○教育指導課長 このガイドライン自体は区のホームページ、ウェブサイトの方にも上げますし、各学校もどういった計画で部活動をやるかとか、どういう方針でやるかについては保護者にも説明したり周知するような形をとっていくということで、校長会とも共通理解をとって進めております。

○教育長 そうすると、各校単位のガイドライン的なものはつくらないのですね。

○教育指導課長 ガイドラインというよりも、各学校の部活動の方針ですね。

○教育長 それは教育委員会に提出されるということでしょうか。

○教育指導課長 それぞれの学校で策定した後、ウェブサイトにも上げるとともに我々教育指導課の方に提出していただくこととなります。

○教育長 このガイドラインが画に描いた餅にならないように、実際に各校でこうやって運用していますというのを、教育委員会として把握しておいてください。

○教育指導課長 ちょうど部活動がゴールデンウィーク前後で、中学校ですといわゆる仮入部、正式入部という形でやっていますので、それまでに各学校がつくることになっておりますので、そちらを我々が受け取るようにしたいと思っています。

○教育長 お願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 港区学校情報安全対策基準の改定について

○教育長 次に「港区学校情報安全対策基準の改定について」説明をお願いします。

○教育指導課長 資料ナンバー5にございますとおり、平成31年4月1日より改定予定の港区学校情報安全対策基準についてご報告させていただきます。

別紙で報告しているのですが、その前に、最後についております参考資料をご覧くださいませでしょうか。参考資料の2ページに「改定案作成に係る検討経緯」ということで、どのようなメンバーで検討を重ねてきたかについて、そしてまた今後のスケジュールについてお示しをしているところでございます。

1ページに戻りまして、これらを改定する経緯についてなのですが、まず、港区は平成22年に港区立学校情報安全対策基準を設けておりました。その後、総務省が改めて「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、さらに平成29年3月に文部科学省が

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定しました。これらを受けまして、改めて港区の情報安全対策基準について見直しを図って、文言の整理ですとか、役割の変更、そういったものを行っております。

「改定のポイント」の（１）番に示したとおり文部科学省のガイドラインを参考に現行の体制や役割の名称をまず変更させていただいております。その中で、（２）ですけれども、文部科学省のガイドラインでは副区長をトップして、その副区長が教職員の研修計画の策定・実施等をするようになっているのですが、ここは区の実情と合わせて、統括教育情報セキュリティ責任者の教育長が計画を立てて報告するという形に変更しているところです。

さらには、働き方改革の面でこれから先、リモートワークというのが出てくると思います。それを踏まえて運用を想定して、原則禁止なのですが、例外的に許可された場合のみ利用可ということで、そういったリモートアクセスができるような形も例外規定として記載しております。

また、ここが重大なのですが、（４）番にありますように、佐賀県のところでありましたような重大なインシデント、事故があった場合の対応について、窓口を一本化して強固に対応できる体制づくりということをこの中でうたっております。また、区長部局の方とも連携して行うということで考えています。

（５）情報資産の分類等で、文部科学省の方では細かく規定しているのですが、区に従前ある情報資産の考え方で、ここは従来のものに合わせました。

（６）でございます。物理的・人的・技術的ということで、現場に即した基準内容、我々がずっとネットワーク等を管理していますので、それを具体的に記載しておりますということです。

詳細については別紙のとおりなのですが、これを全部お読みいただくと相当時間かかってしまいますので、簡単ですが概略をご説明させていただきまして、報告とさせていただきます。

以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問をお願いいたします。

参考資料の「２改定のポイント」の（７）に「港区情報安全対策基準方針についても別紙１のとおり改定を行います」と記載があり、別紙１を見ると、「情報安全対策基準方針」というのがないのですが、どうでしょう。

○教育指導課長 別紙１にお示ししているのは、皆さん、カラーのものになっていますか。

○教育長 「基準方針」、「基本方針」、どちらが正しいのですか。

○教育指導課長 済みません。名称がごっちゃになってしまいました。「基本方針」が正しいですね。済みませんでした。改定のポイントの（７）は「基準方針」ではなく「基本方針」です。

○教育長 別紙１を見ると、情報安全対策基本方針は変わっていないと思いますが、「改定を行います」としてはありますが、どうなのですか。

○教育指導課長 今まで、「現行」の方にありますように、情報安全対策指針の位置づけが情報安全対策基本方針と情報安全対策基準の二つがございまして、それを合わせて情報安全対策指針と呼んでおります。このうち、左側にありますように新たに、今、ちょうどこの時間も区長部局でもやっ

ているのですけれども、ここの安全対策指針につきまして、教育委員会、学校の部分と区の方、区長部局の基準と手順のところを分けるということで、全体像の変更を行うということになります。

○教育長 参考資料の2-(7)では「港区情報安全対策基本方針についても別紙1のとおり改定を行います」と言っておきながら、別紙1では、新旧比較しても変わっていないので、どうなんですかということですか。

○教育指導課長 基本方針の中で一括して情報安全対策基準を定めますよというものを、学校と行政とに分けますよというのを基本方針の中でうたって、下が分かれるということなので、上の方針自体の基本的な考え方が学校は別にしますよと変更しています。

○教育長 それはどこに書いてあるのですか。

○教育指導課長 ここには書いてないです

○教育長 それでは分からないですよ。基本方針と情報安全対策基準が情報安全対策指針ということなんですよ。これを改定しますというのであれば分かりますが、変更するのは下の台形のところを学校と区と分けるということでしょう。

○教育指導課長 はい、そういうふうに聞いております。

○教育長 それが書かれていないです。

○教育指導課長 済みません。

○教育長 さらに、改定後の一番下の台形で、区は「情報安全対策実施手順」になっていて、学校は「安全対策基本方針」になっていますが、ここは「実施手順」ではないんですか。

○教育指導課長 済みません、「手順」の誤りです。

○教育長 もう1回、修正箇所を言ってください。

○教育指導課長 改正後の一番下の台形にあります「情報安全対策実施手順」というものに対して右側が「学校情報安全対策基本方針」になっていますが、これが「学校情報安全対策実施手順」の誤りです。

○教育長 それから、ここの「改正後」「現行」の「情報安全対策指針の位置付け」の下の説明に「情報セキュリティ対策に関する方針、行動指針等を次のように体系的に整備します」との記載がありますが、この「情報セキュリティ対策に関する方針、行動指針等」というのはどれを指すのですか。

○教育指導課長 行動指針は下のところですか。

○教育長 情報セキュリティ対策に関する方針はどこを指すのですか。

○教育指導課長 情報安全対策指針全体を指します。要するに基本方針と基準と両方です。

○教育長 新しい言葉が出てくるからまた分からなくなってしまう。

これは情報安全対策基本方針の中の説明なのでしょう。

○教育指導課長 はい。

○教育長 変えないと分かりにくいと思います。

○教育指導課長 情報セキュリティ対策等に関する基本方針という言葉が何を指しているか曖昧になってしまって申し訳ないです。

○教育長 情報安全対策基本方針は教育委員会じゃなくて区で決めたものですよね。そこは説明しておいてもらった方がいいと思います。

○教育指導課長 若杉課長のもとへ確認をとらせていただきます。

○教育長 今回は「対策基準改定」となっているけれど、先程説明があったとおり情報安全対策実施手順も学校バージョンと区バージョンの二つに分けるのですよね。それはどこに記載してあるのですか。

○教育指導課長 ここに挙げた基準の中には実施手順については記載していません。上の「情報安全対策基本方針」の中に具体的な手順を定めると確か書いてあったと思います。なので、この基準に基づいた手順をこれから明確に示していくということになります。

○教育長 新旧対照表の現行の「対策基準」と「実施手順」について「別に定めます」と記載がありますが、それが今回定まったということですか。

○教育指導課長 今回、学校の方がこのようになったということです。

○教育長 「対策基準」についてもですね。

○教育指導課長 学校と区長部局とで別に定めたと。

○教育長 そうすると「実施手順」の内容はいつの教育委員会に報告されるのですか。セットですよ。

○教育指導課長 まだ細かなところまで詰め切れておりませんので、これについては改めてということになります。

○教育長 作業中という理解でいいのですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 分かりました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 港区道徳副読本について

○教育長 次に「港区道徳副読本について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、資料ナンバー6で、平成31年度発行予定の港区道徳副読本について報告をさせていただきます。

資料ナンバー6に示したメンバーで道徳の副読本につきまして、小学校のものですけれども、作成をいたしております。

策定の流れにつきましては2に示しているとおり、こういう形で進んでいるところでございます。これにつきましては小学校分ということですので、中学校については改めてまた検討して準備をしていこうと思っています。

主な内容について、2ページ目以降、どんな題材が扱われているかについてお示ししているところで、教材名と港区の関連を示しています。これはほぼほぼ教員のオリジナルの作品ということに

なります。もちろん過去に作ったものを横引きしたものもいくつか入っている訳なのですが、

予定としては、この後、PDFファイルというか、デジタルデータでは学校側も4月から使えるようにします。未定稿は、別紙で原稿の案というものが出ていると思うのですが、この中に画が抜けた状態、今日机上にお配りしているこれですね。この中に示されたように、挿絵等がまだ確定しておりません。これらも図工の教員が描き上げていきます。これを合わせて、レイアウト等、もう1回編集し直して、印刷したものを9月に発行し、子どもたちの手に渡るようにしていきたいと思えます。

これは1回渡すのではなくて、毎年毎年渡していかないと、一生懸命読むとボロボロになってきますので、新1年生だけじゃなくて、できればほかの複数の学年でも途中で渡せるような形で生かしながら、これをずっと供給していこうと考えているところでございます。

ご報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問をお願いいたします。

○山内委員 前も申し上げましたが、いわゆる全国に配布する教科書と違ってこういう地元の身近な題材を扱った教材、副読本というのは教育的にも意味があると思えますので、ぜひこれもだんだんさらに膨らましていただきたいと思います、楽しみにしています。

1点、ぱっと今見た中で気がついたことだけ申し上げますと、おそらくここに挙がっている題材というのは特定の学年で、どこで使うというのはそう決まっているものではなくて、担当の先生方が教育上の時期とかを考えながらお使いになるのだらうと思っています。そうすると題材によっては非常に平仮名が多かったり、あるいは一つの単語の中でも漢字と平仮名が混じっていたりするものもありますが、あんまり漢字の配当学年というのを気にしないで、少し漢字を多めに使って、それだけでできるだけルビを振るような、そういう編集上の工夫をされると幅広い学年で使いやすくなるのではないかと思います。あくまで参考の意見として。

○教育指導課長 ありがとうございます。特に低学年などは教員が読み聞かせをしたりしますし、できれば親子で家庭で読んでいただくとか、そういうことも考えながら、ルビを振りながらということで作成していきたいと思えます。ありがとうございます。

○教育長 読本の名前は「港区道徳副読本」ですか。

○教育指導課長 それはこれから決めていくのですが。

○教育長 これは小学生用なので「小学校」という言葉がどこかに入った方がいいのかなと思えます。

○教育指導課長 これは仮につけているものなので、題名も今、検討中にして、できれば教育長の筆で表をつくりたいなと思っています。

○教育長 「副読本」という言葉もどこかに入るのでしょう。

○教育指導課長 はい。

○教育長 「小学校」はやはり入れてもらいたいと思えます。

○教育指導課長 正式な題名とともに「小学校副読本」というのはどこかにちゃんと入れる形で。

そこについてもレイアウトですので、これからよく考えて。背表紙も厚さによっては見えるので、縦に印字なのかどうか。そういうことも業者の方とこれから詰めてまいりますので、その中でやりたいと思います。

○教育長 それから、資料No. 6の「2港区道徳副読本発行までの流れについて」で、31年4月に「各学校で教材の活用」とあり、実際に使って子どもたちに教える訳ですよ。にもかかわらず31年7月に「各学校で活用した結果を踏まえ、原稿確定」とあります。教えてしまっているのに、原稿が未確定なのですか。これは、どういうふうに考えればいいのですか。

○教育指導課長 教員がこれを使って、全部、冊子になっているものを配る訳ではありませんから。例えば「小学校のはじまり」というのを私はやってみようと思ったときに、これを使いますよね、ここだけを。やってみて、ここの言い回しがとか、ここはない方がよいとか、もうちょっと説明が欲しいなということが出てきたら、7月までは修正が可能だということでございます。

つくった先生方にはなるべく実際やってもらうつもりで準備をしてきましたので、ひょっとしたらもう既にやっている学校もあるのかもしれないのですけれども、また、これは挿絵を描いてきて、挿絵を大きくして黒板に張って話を進めたりすることもあるのですよね。絵がもう少し変わったらいよいよとか、そういった意見も出てきますので、そういったことも踏まえて、最終確認を7月にして、印刷所の方に出すということでございます。

○教育長 間違っている点を直すという訳ではないということですね。表現を変えた方が誤解が生じないと思います。

○教育指導課長 全面的修正ではありません。

○教育長 誤解を招かないようお願いします。

○教育指導課長 これについて追加の資料があるといいよってという意見も多分出てくると思いますので、こういった写真があるといいよとか、そういったことも踏まえてこれをブラッシュアップするというイメージでいただければありがたいなと思っています。

○教育長 歴史的な箇所についてはデータに基づいて書いており、誤りはないという理解でいいですよ。郷土歴史館の学芸員に確認し見てもらおうとしたのですか。

○教育指導課長 題材によっては既に相談しているものもあります。

○教育長 いくら副読本であっても、間違ったことを教えては困りますからね。

○教育指導課長 実際、具体的に勝海舟がどこで西郷隆盛と会ったのかっていうのは論争になって、間違いのないような表現に修正したのがあります、編集で。

○教育長 佐々木課長も協力してあげてください。

○教育指導課長 佐々木課長に謹呈いたしますので、よろしくお願いします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 後援名義等の2月使用承認について

8 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について

9 図書館、郷土歴史館の4月行事予定について

10 4月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の2月使用承認について」、「生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について」、「図書館、郷土歴史館の4月行事予定について」、「4月教育指導課事業予定について」の4件の定例報告については配布資料のとおりです。各報告事項についてご質問をお願いします。よろしいですか。

○小島委員 さっきの道徳副読本に戻って恐縮なのですが、まだページが打ってないので、ちょっとあれかもしれませんが、北里柴三郎のところをざっと昨日、寝る前に読んでいたら、最後が「いこつは、青山墓地にほうむられています」で終わっているのですが、何かこれでいいのかなと思ったのですが。

○教育長 副読本の真ん中よりやや後ろですね。

○小島委員 北里柴三郎の話で、最後に「いこつは、青山墓地にほうむられています」と。青山墓地は港区に所在しているので、それを尊重してこういう書き方をされたと思うのですが、これは何年生ぐらいが使うのですかね。急に、最後に遺骨が葬られていますと、「いこつ」というのが気になったのですが、何となくだけど。

○教育指導課長 なくても意味は通じるので。

○小島委員 青山墓地を出したいのなら、「青山墓地で眠っています」とか。「いこつは」って急に出て、小学校何年生が使うのかよく分かりませんが、ちょっと違和感がある。

○教育指導課長 「生がいをとじました」で、後ろの方の参考文献の後ろあたりに注釈みたいにして、「なお青山墓地に眠っています」とかやると、じゃ青山墓地に行ったときにお参りしてみようかなという誘いになるので、道徳としては「いこつは、青山墓地にほうむられています」は必要ないので、外して表現を変えさせていただきます。

○小島委員 青山墓地に云々というのはいいのだけど、「遺骨」という言葉が何となく気になったので。「青山墓地に眠っています」とかであれば、小学校低学年に使えるのかなと思ったのです。

○薩田委員 「眠っています」がいいですね。

○教育指導課長 いずれにしても、もう1回、我々も読んだり使ったりしながら、今みたいな遺骨という表現をやめた方がいいとかいうご意見を踏まえながら再修正をしていきます。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは先程、保留になった件について説明をお願いします。

○教育長室長 先程は失礼いたしました。港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正の中で、「他団体」とございました件でございますけれども、「他団体」については、地方公共団体でございますけれども、ただし、団体によって収入限度額の基準が違うところがございますので、横浜市、京都市、札幌市等については除いてという形の団体でございます。失礼いたしました。

○教育長 よろしいですか。

○教育指導課長 先程の「国籍」のところですが、都の方の服務規程のところには「職員は、氏名、住所、資格、免許、その他」ということで、国籍は除いてあります。もちろん履歴のところには外国人の方のみは本籍または国籍を書くということで載っていますので、もともと国籍という文言は必要ないと捉えられます。

○教育長 それはいつ除いたのですか。もともとなかったのですか。それを港区は、あえて入れていた訳ですか。

○教育指導課長 都が変えたときに区が変えていないというケースが往々にしてあるので、そこは今、確認はとれません。

○教育長 そこは確認をとってください。もし都もあったのであれば、なぜ削除したのか、それはいつか、その時点で港区はなぜ削除しなかったのかという経過が分かればと思います。

○教育指導課長 平成3年教育委員会訓令と平成14年の教育委員会訓令と平成27年の教育委員会訓令でその条項が変わっていることは分かるのですが、いつこれが変わったか特定できていないので、確認させていただきます。

○教育長 それはまた後でということでしょうか。

○小島委員 国籍を外した理由ですよね。何で外したのが分かれば特に問題は。

○教育指導課長 外国人の方は今でも書くことになっているのですけれども、服務規程だけ外しているということですので。

○教育長 それでは、本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員から何かありますでしょうか。

それでは、私の方からお話しさせていただきます。

今日の教育委員会を最後に小島先生が退任されます。長い間ご苦労さまでした。平成13年から18年間、教育委員を務めていただきました。その間は教育委員長もやっていただきました。特に私は教育経験があまりない中で、約3年になりますけど職務代理者として支えていただきありがとうございます。それから、この教育委員会の場合、あるいは学校訪問、その他色々な学校行事においても的確なご指導、ご指摘をいただき、この18年間で港区における学校教育、それから生涯学習、そのほか教育全般にわたってさらによりよいものになったものと思います。それもひとえに小島先生のおかげだと思います。本当にありがとうございました。またご苦労様でした。

(拍手)

○小島委員 過分なお褒めの言葉をいただき、大変ありがとうございました。

「閉会」

○教育長 それでは、これもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を4月16日午前10時から開催予定ですので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後12時15分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐